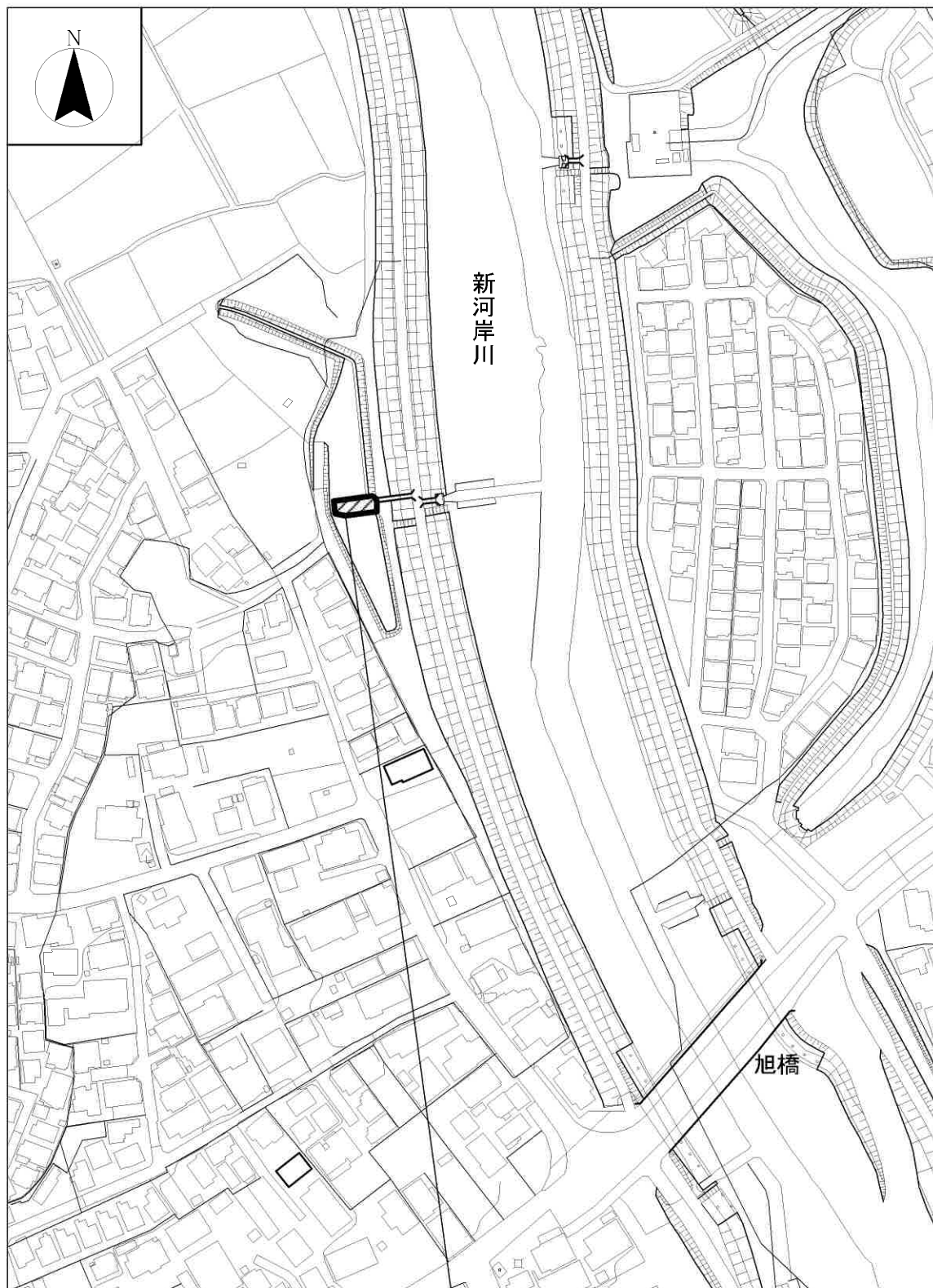


令和7年度

工 事 仕 様 書

工 事 名	上新河岸雨水ポンプ場グレーチング蓋交換修繕						
工 事 場 所	川越市大字上新河岸1番3地先						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
工 事 大 要	360用グレーチング蓋撤去・設置 12枚 450用グレーチング蓋撤去・設置 12枚 集水桝グレーチング蓋撤去・設置 1枚 側溝清掃工 12m						

案内図



上新河岸雨水ポンプ場
場所:川越市大字上新河岸1番3地先

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0704) 令和07年04月						
工 期	当 初	白		至	令和 7年 7月 31日		
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和07年04月						
主たる工種	下水道工事 (3)						
施 工 地 域	適用しない						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道路維持・修繕		式			
	1				
_ 排水構造物修繕		式			
	1				
_ _ 排水構造物工		式			
	1				
_ _ _ 側溝工		式			
	1				
_ _ _ 側溝グレーチング蓋撤去・設置(360用)		枚			第1号一位代価表
	12				
_ _ _ 側溝グレーチング蓋撤去・設置(450用)		枚			第2号一位代価表
	12				
_ _ _ 集水枥グレーチング蓋撤去・設置		枚			第3号一位代価表
	1				
_ _ _ 側溝清掃工(人力清掃工)		m			第4号一位代価表
	12				
_ _ _ スクラップ		式			第5号一位代価表
	1				
_ 直接工事費		式			
	1				
_ _ 共通仮設費計		式			
	1				

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分 工種 種別 細別・規格				数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ _ 共通仮設費（率分）						式			
				1					
_ 純工事費						式			
				1					
_ _ 現場管理費						式			
				1					
_ 工事原価計						式			
				1					
_ _ 一般管理費等						式			
				1					
工事価格						式			
				1					
_ 消費税相当額						式			
				1					
工事費合計						式			
				1					

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

側溝グレーチング蓋撤去・設置(360用)

100.000 枚 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版撤去		枚			第1号施工表
再利用撤去, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				蓋撤去後スクラップ
蓋版設置		枚			第2号施工表
据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				
合 計		枚			
	(1		当り		)

第2号一位代価表

側溝グレーチング蓋撤去・設置(450用)

100.000 枚 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版撤去		枚			第1号施工表
再利用撤去, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				蓋撤去後スクラップ
蓋版設置		枚			第3号施工表
据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				
合 計		枚			
	(1		当り		)

第3号一位代価表

集水桝グレーチング蓋撤去・設置

100.000 枚 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版撤去		枚			第1号施工表
再利用撤去, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				蓋撤去後スクラップ
蓋版設置		枚			第4号施工表
据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	100				
合 計		枚			
	(1		当り		)

第4号一位代価表

側溝清掃工(人力清掃工)

1.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃(人力清掃工)		m			第1号施工P
無蓋	1				
合 計		m			

第5号一位代価表

スクラップ

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
スクラップ(撤去グレーチング蓋)		t			
ヘビーH1	0.5				
合 計		式			

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表) 蓋版

100.00 枚 当り

(WB821430)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版コンクリート・鋼製 昼間 40kg以下 制約無	100.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	枚	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業区分	再利用撤去
J02 夜間作業の有無	無し
J03 蓋版の種類	蓋版(各種)
J05 規格・仕様区分	40kg/枚以下
J06 時間的制約の有無	無し
J07 施工箇所における補正	無し

第 0002 号 一位代価表(施工歩掛表) 蓋版

100.00 枚 当り

(WB821430)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版コンクリート・鋼製 昼間 40kg以下 制約無	100.000	枚			
360用グレーチング蓋 (歩道 用 L=995mm ステンレス製)	100.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	枚	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業区分	据付け
J02 夜間作業の有無	無し
J03 蓋版の種類	蓋版(各種)
J05 規格・仕様区分	40kg/枚以下
J06 時間的制約の有無	無し
J07 施工箇所における補正	無し

第 0003 号 一位代価表(施工歩掛表) 蓋版

100.00 枚 当り

(WB821430)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版コンクリート・鋼製 昼間 40kg以下 制約無	100.000	枚			
450用グレーチング蓋 (歩道 用 L=995mm ステンレス製)	100.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	枚	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業区分	据付け
J02 夜間作業の有無	無し
J03 蓋版の種類	蓋版(各種)
J05 規格・仕様区分	40kg/枚以下
J06 時間的制約の有無	無し
J07 施工箇所における補正	無し

第 0004 号 一位代価表(施工歩掛表) 蓋版

100.00 枚 当り

(WB821430)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
蓋版コンクリート・鋼製 昼間 40kg以下 制約無	100.000	枚			
集水枥グレーチ ング蓋 (535×535×25 ステンレ ス製)	100.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	枚	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業区分	据付け
J02 夜間作業の有無	無し
J03 蓋版の種類	蓋版(各種)
J05 規格・仕様区分	40kg/枚以下
J06 時間的制約の有無	無し
J07 施工箇所における補正	無し

第 0001 号 一位代価表(施工P構成表) 側溝清掃(人力清掃工)

1 m 当り

(CB433510)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		74.21		R1
土木一般世話役		25.79		R2
積算単価		標準単価		

J01

条件名称
側溝蓋規格

入力名称
無蓋

修繕一般仕様書

令和7年度

川越市上下水道局上下水道管理センター

(適用)

第1条

1. この仕様書は、川越市上下水道局（以下「発注者」という。）の発注する修繕の実施に適用する。
2. 特別な仕様については、特記仕様書に従い実施しなければならない。
3. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(用語の定義)

第2条 監督員・指示・承諾・協議とは次の定義による。

1. 監督員とは、総括監督員・監督員を総称していう。
2. 指示とは、監督員が受注者に対して監督員の権限に関する事項についてその方針等を示し、実施させることをいう。この場合、原則として書面をもって行うものとする。
3. 承諾とは、受注者側の発議により設計図書の内容、実施方法等について、原則として書面により提出された事項を監督員が審査し、了解することをいう。
4. 協議とは、監督員が受注者との対等の立場で合議し、事案を決定することをいう。

(提出書類)

第3条 受注者は、発注者の別に定める様式により、下記の書類を提出しなければならない。

1. 現場代理人等通知書 (契約後14日以内に提出)
2. 工程表 (契約後14日以内に提出)
3. その他監督員の指示する書類

(疑義の解釈)

第4条 設計図書に定める事項、また明記なき場合等疑義を生じた場合の解釈及び本修繕実施の細目については、当該修繕を担当する発注者の監督員（以下「監督員」という。）の指示に従わなければならない。

(関係法令の遵守)

第5条 受注者は、修繕実施にあたり修繕に関する諸法規その他諸法令を遵守し、修繕の円滑なる進捗を図るとともに諸法令の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(関係官公署への許認可申請)

第6条

1. 修繕実施のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 関係官公署その他の者に対して交渉するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

(公害の防止)

第7条

1. 受注者は、修繕の実施にあたっては、付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。
2. 修繕実施に伴い通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音・振動・濁水・交通等による事業損失に係わる補償は、受注者の負担において行わなければならない。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(施設の保全)

第8条 既設構造物を汚染しまたはこれ等に損害を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第9条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが実施しなければならない。

(修繕用電力及び用水)

第10条 修繕及び検査に必要な電力・用水及びこれに要する仮設材料は受注者の責任で処理しなければならない。

(修繕対象物の管理義務)

第11条 修繕が完了し、引渡し完了までの修繕対象物の保管責任は受注者とする。

(修繕完了後の処理)

第12条 修繕が完了した時は、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し清掃しなければならない。

(安全管理)

第 13 条

1. 受注者は、修繕の実施にあたっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。もし人身事故等が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 修繕中は、所要の人員を配し現場内の整理・整頓及び保全に努めなければならない。
3. 重要な工作物に近接して修繕を実施する場合は、あらかじめ保安上必要な措置・緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し、これを遵守しなければならない。
4. 火薬・ガソリン等の危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
5. 火薬類を使用し修繕を実施する場合は、あらかじめ監督員に使用計画を提出しなければならない。
6. 遣方・山囲・覆土・締切・排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。
7. 修繕現場への一般の出入りを禁止する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その地域へ適当な柵を設けるとともに立入禁止の標示をしなければならない。
8. 豪雨・高潮及び台風時等出水の恐れがある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急措置に対する準備をしておかななければならない。
9. 修繕現場の秩序を保つとともに、火災・盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(実施工程表)

第 14 条 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。

(事前調査)

第 15 条 受注者は、修繕着手に先立ち現地の状況・関連修繕その他についての綿密な調査を行い十分実情把握のうえ、修繕を実施しなければならない。

(実施調査)

第16条 特記仕様書あるいはあらかじめ監督員の指示した箇所など修繕段階の区切り等には、監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(修繕検査)

第17条

1. 修繕の既済部分検査・完了検査は現場代理人及び主任技術者が検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査のため必要な資料の提出・測量・その他の処置につき検査員の指示に従わなければならない。

(修繕の着手)

第18条 修繕契約締結後早期に監督員と修繕について打合せを行い、現場を熟知のうえ修繕に着手すること。なお、修繕打合せ事項については、その都度議事録を監督員に提出すること。

(承諾図書の提出)

第19条 受注者は、設計図書に従い現場実測を行ったうえ、承諾図書を提出し、承諾を得てからでなければ製作に着手及び実施する事は出来ない。

(機材の検査)

第20条 機材種別ごとに監督員の検査を受けること。ただし、軽易な機材については監督員の承諾を受けて省略する事が出来る。

(修繕写真および修繕日報)

第21条

1. 修繕着手前・施工中・完了時の写真を撮影し、発注者が様式を別に定める修繕完了通知書とともに提出すること。
2. 製作工場における製作工程、進捗状況を撮影し、工程順に整理編集して提出すること。
3. 修繕日報は、工程表に基づき作業を行い、毎日作業結果を報告するものとする。

(報告書)

第22条 受注者は、修繕完了までに維持管理上必要な報告書等を提出すること。

(機器の機能保持)

第23条 受注者は、修繕完了の際、総合試運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

(特殊付属工具)

第24条 各機器の特殊付属工具は、名称等を記入した工具箱に収めて納入すること。

(法令、条例等の適用)

第25条 受注者は、仕様書に記載する各種修繕を下記の関係法令等に従い、誠実にして、かつ安全な実施をなすこと。

1. 労働基準法
2. 労働安全衛生法
3. 労働者災害補償保険法
4. 建設業法
5. 建築基準法
6. 消防法
7. 高圧ガス保安法
8. 環境基本法
9. 大気汚染防止法
10. 水質汚濁防止法
11. 騒音規制法
12. 振動規制法
13. 悪臭防止法
14. 下水道法
15. 道路交通法
16. 電気事業法
17. その他関係法令・条例及び規則並びに埼玉県条例

(下請工場等の使用)

第26条 受注者は、機器の製作を下請工場等に外注する場合、製作の管理について特に留意しなければならない。

(仮設物)

第27条

1. 受注者詰所・工作小屋・材料置場などの必要な仮設物を設ける場合は、設置位置・規模・その他について監督員の承諾を受けること。
2. 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造または不燃材料などで覆いをし、消火器を設けること。
3. 修繕用足場などを設ける場合は、堅牢かつ安全に設け常に安全維持に注意すること。
4. 前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

(関連事業者との協力等)

第28条 受注者は、修繕実施にあたっては関連業者との連絡を密にし、修繕の進捗を図るとともに修繕限界部分については相互に協力し全体として支障のない設備とすること。

(工程管理)

第29条 受注者は、修繕の品質が設計図書に適合するように十分な工程管理を行わなければならない。なお、監督員が品質の確認のため資料の提出を要求した場合は、その指示に従うものとする。

(点検及び立会い)

第30条

1. 実施後に検査が不可能もしくは困難な修繕、または調合を要する場合で、監督員の指示するものは立会いを受けること。
2. 各修繕は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。ただし、監督員の承諾する軽微な場合は、この限りではない。

(工程管理)

第31条

1. 受注者は、適正な工程管理を行わなければならない。
2. 受注者は、常々修繕の進捗状況について注意し、予定の工程表と実績と比較検討して修繕の円滑な進行を図らなければならない。

(総合試運転等)

第32条 受注者は、監督員の指示する期間に関連する別途工事等の受注者と連絡を密にとり総合試運転に協力しなければならない。

1. 組合せ試験

本修繕ならびに本修繕と他工事等あるいは既設装置との機器の良好な動作および機能的関連等を確認するもので、次の各試験を行うものとする。

- (1) 既設との取合い確認
- (2) 機器・盤間の確認試験
- (3) 機器仕様を確認するために必要な模擬・実負荷試験

2. 総合試運転

本修繕、他工事等を含めて総合的なプラントとしての機能を確認する必要がある場合、単体試験・組合せ試験完了後に行う実負荷または相当負荷試験を行うものである。

- (1) 一連の設備に実負荷または相当負荷をかけて一定期間（時間）運転し、設備相互において各機器・設備間の連携運転による作動状況と総合的なプラントとしての機能を確認すること。
- (2) 初期故障や運転上のトラブルおよび不具合を発見し、解消すること。
- (3) 初期における最適運転条件を設定し、運転開始後に円滑な運転管理を行えるようにすること。
- (4) (1) の一定期間とは、安定運転の確認および性能検査の実施に要する該当期間とする。
- (5) 必要書類は、次のとおりとする。
 - 1) 総合試運転実施要領書
 - 2) 総合試運転報告書
 - 3) 各種設定一覧表

(建設廃棄物)

第33条 受注者は、本修繕において建設廃棄物が発生する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に処理処分をすること。

上新河岸雨水ポンプ場グレーチング蓋交換修繕

特 記 仕 様 書

川越市上下水道局上下水道管理センター

特記仕様書

1. 修繕名

上新河岸雨水ポンプ場グレーチング蓋交換修繕

2. 修繕概要

本修繕は、上新河岸雨水ポンプ場のグレーチング蓋の老朽化に伴い、撤去・設置を行うものである。

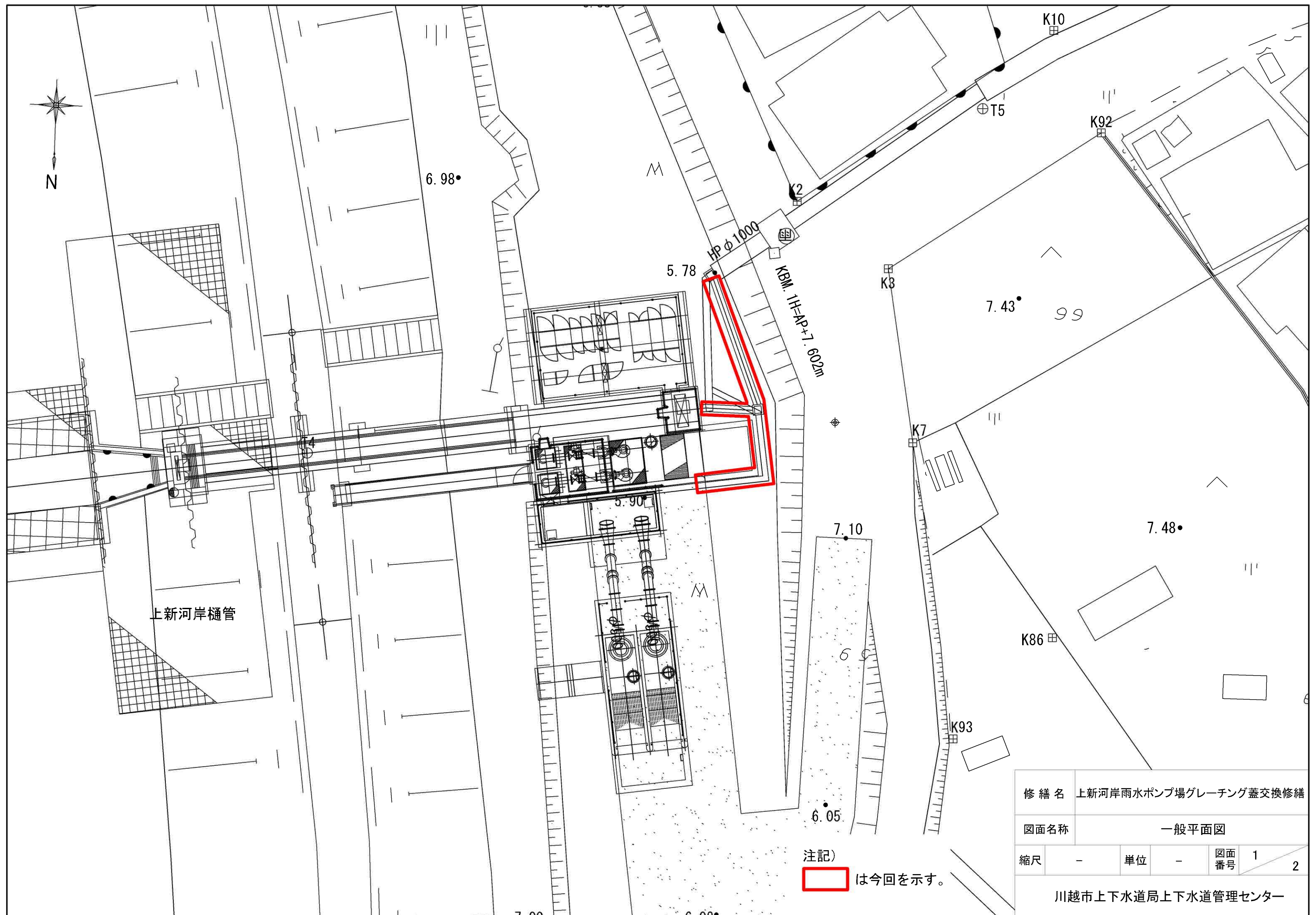
- ・360用グレーチング蓋 撤去・設置 12枚
- ・450用グレーチング蓋 撤去・設置 12枚
- ・集水枥グレーチング蓋 撤去・設置 1枚
- ・側溝清掃工 12m

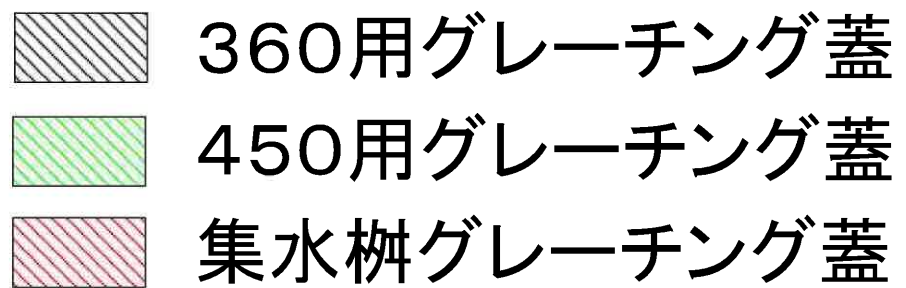
3. グレーチングの仕様

- ・360用グレーチング蓋 歩道用 L=995mm ステンレス製
- ・450用グレーチング蓋 歩道用 L=995mm ステンレス製
- ・集水枥グレーチング蓋 535×535×25 ステンレス製

3. その他

- (1) 本修繕に使用する材料については、監督員の検査を受けてから使用すること。
- (2) 撤去品等は、適正に処分等を行うこと。
- (3) 修繕施工にあたっては、安全衛生規則を遵守し、安全確保に努めること。
- (4) 排水路、構造物等の設備を損傷しないように注意して施工を行うこと。





修繕名	上新河岸雨水ポンプ場グレーチング蓋交換修繕
-----	-----------------------

図面名称	詳細図面
------	------

縮尺	—	単位	—	図面番	2 / 2
----	---	----	---	-----	-------

川越市上下水道局上下水道管理センター